

## 確 認 事 項

防衛省と佐賀市は、陸上自衛隊の佐賀空港の利用及び佐賀駐屯地（仮称。以下「駐屯地」という。）の開設に関し、令和5年2月27日に合意した事項を踏まえ、下記の事項について、相互に確認する。

### 記

- 1 防衛省は、自衛隊機の運用に当たっては、安全性に関する情報その他の重要な情報等について、佐賀市に対し、確実かつ速やかな提供を実施するとともに、事故等重大事案が発生した場合には、迅速な情報の提供はもとより、事故原因の究明、再発防止策の確立等、最大限の安全対策を徹底する。
- 2 防衛省は、駐屯地の設置及び運用に当たっては、漁業、農業等への影響その他周辺環境に十分な配慮を行うとともに、駐屯地の設置又は運用により周辺環境に変化が確認された場合は、その原因を究明し、必要な対策を講じる。
- 3 (1) 防衛省は、駐屯地の設置又は運用が市民の生活環境、周辺地域の開発に及ぼす影響等を考慮し、駐屯地開設後の航空機の運用状況が特定防衛施設の指定に係る基準を満たす場合には、駐屯地を特定防衛施設に早期に指定する方針である。  
(2) 防衛省は、民生安定施設の整備に係る助成について、佐賀市の要望を尊重するとともに、駐屯地の設置又は運用による障害の実態を踏まえて、その実現に向けて適切に対応する。
- 4 防衛省は、駐屯地工事について、佐賀市に速やかに情報提供を行いつつ、あらかじめ施設整備計画を示した上で協議するとともに、工事の進捗状況は随時報告する。
- 5 防衛省と佐賀市は、騒音、排水、道路交通、治安等周辺地域の生活環境の保全及び補償に係る協議、報告等を行うための協議会について、具体的な準備を進める。

令和7年4月7日

九州防衛局長 江 原 康 雄



佐賀市長 坂 井 英 隆

